

令和2年2月定例会 経済委員会（付託）

令和2年2月25日（火）

〔委員会の概要 商工労働観光部関係〕

元木委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。（10時38分）

これより、商工労働観光部関係の審査を行います。

商工労働観光部関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところではありますが、この際、理事者側から追加提出議案について説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【追加提出議案】（説明資料（その4））

- 議案第70号 令和元年度徳島県一般会計補正予算（第6号）
- 議案第72号 令和元年度徳島県都市用水水源費負担金特別会計補正予算（第1号）
- 議案第76号 令和元年度徳島県中小企業・雇用対策事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第77号 令和元年度徳島県中小企業近代化資金貸付金特別会計補正予算（第1号）

【報告事項】

- 「新型コロナウイルス感染症」に関連した中小・小規模事業者支援について（資料1）
- 「とくしまマラソン2020」にかかる対応について（資料2）
- 「徳島県ものづくり新技術展商談会 in ダイハツ」の開催延期について

黒下商工労働観光部長

今定例会に追加提出しております案件につきまして、御説明させていただきます。

お手元に配付させていただいております経済委員会説明資料（その4）の1ページをお開きください。

一般会計・特別会計に係る補正予算案件でございます。

商工労働観光部の令和元年度一般会計におきまして、補正額の最下段に記載のとおり、2億3,233万8,000円の減額をお願いしており、補正後の予算額は716億8,545万円となっております。

2ページをお開きください。

特別会計でございます。中小企業・雇用対策事業特別会計など4会計の合計で、補正額の最下段に記載のとおり、5,763万円の増額をお願いしており、補正後の予算額は1,280億160万8,000円となっております。

3ページを御覧ください。

課別主要事項説明でございます。このうち、主な事項につきまして、御説明させていただきます。

まず、商工政策課でございます。

3段目の商業振興費の摘要欄、①小規模事業振興費で、県内商工団体を対象とした事業の実績見込みに伴い、4,880万5,000円の減額を行うものでございます。商工政策課の一般会計は、補正額合計欄に記載のとおり、4,953万8,000円の減額をお願いしております。

4ページをお開きください。

特別会計でございます。中小企業・雇用対策事業特別会計の摘要欄、①中小企業金融円滑化推進費におきまして、中小企業向け融資制度の信用保証料の一部を補助する事業における事業実績の見込みに伴い、5,000万円の増額を行うものでございます。商工政策課の特別会計は、補正額合計欄に記載のとおり、5,005万2,000円の増額をお願いしております。

5ページを御覧ください。

企業支援課でございます。

4段目の中小企業指導費の摘要欄、①中小企業総合支援費、500万円の減額につきましては、ふるさと起業家支援プロジェクトの事業費が確定したことに伴いまして、所要額の補正を行うものでございます。また、最下段の産業立地対策費の摘要欄、④渇水対策費におきまして、那賀川の渇水対策事業に要する経費の補正として、1,166万7,000円の減額を行うものでございます。

6ページをお開きください。

以上、企業支援課の一般会計は、補正額合計欄に記載のとおり、828万5,000円の減額をお願いしております。

続きまして、特別会計でございます。都市用水水源費負担金特別会計におきまして、摘要欄に記載のとおり、正木ダム管理費負担金の額の確定に伴いまして、879万7,000円の増額を行うものでございます。企業支援課の特別会計は、補正額合計欄に記載のとおり、879万7,000円の増額をお願いしております。

7ページから8ページにかけまして、新未来産業課・工業技術センターにつきまして記載しております。

8ページをお開きください。

工業技術センター費におきまして、国等の公募提案型事業や機械設備整備事業などの事業費確定に伴う補正といたしまして、4,576万4,000円の減額を行うものでございます。新未来産業課・工業技術センターの一般会計は、補正額合計欄に記載のとおり、5,572万2,000円の減額をお願いしております。

続きまして、特別会計でございます。中小企業・雇用対策事業特別会計の摘要欄、②中小企業基盤整備機構償還金につきましては、とくしま経済飛躍ファンドの事業の一部終了により、独立行政法人中小企業基盤整備機構への償還金として、547万4,000円の増額をお願いしております。新未来産業課・工業技術センターの特別会計は、補正額合計欄に記載のとおり、178万1,000円の増額をお願いしております。

9ページを御覧ください。

労働雇用戦略課でございます。

2段目の労政総務費の摘要欄、②国庫返納金は、戦略産業雇用創造プロジェクト事業費補助金につきまして、事業終了に伴い、国への返還額が確定したことにより、4,001万

5,000円の増額を行うものでございます。また、下から2段目の雇用促進費の摘要欄，①県内就職対策費におきまして，とくしま地域活性化雇用創造プロジェクトの事業実績見込みなどに伴いまして，2,221万6,000円の減額を行うものでございます。労働雇用戦略課の一般会計は，補正額合計欄に記載のとおり，174万1,000円の増額をお願いしております。

10ページをお開きください。

特別会計でございます。中小企業・雇用対策事業特別会計の摘要欄，①中小企業・雇用対策推進費におきまして，障がい者雇用促進費における事業実績の見込みに伴いまして，300万円の減額を行うものでございます。

11ページを御覧ください。

産業人材育成センターでございます。

下から2段目の転職職業訓練費の摘要欄，①転職訓練費におきまして，民間を活用した委託訓練などの事業実績見込みに伴いまして，9,166万1,000円の減額を行うものでございます。産業人材育成センターの一般会計は，補正額合計欄に記載のとおり，1億1,286万6,000円の減額をお願いしております。

12ページをお開きください。

観光政策課でございます。

下から2段目の観光費の摘要欄，③観光とくしま促進費，2,773万9,000円の減額につきましては，歓迎徳島！外国人誘客促進事業などの事業実績見込みに伴いまして，所要額の補正を行うものでございます。観光政策課の一般会計は，補正額合計欄に記載のとおり，1,883万5,000円の減額をお願いしております。

13ページを御覧ください。

国際課でございます。

下から3段目の計画調査費の摘要欄，①地方創生の深化のための支援費につきましては，とくしま国際戦略センターの体制強化を，新たに創設された外国人受入環境整備交付金を活用し，実施したことなどにより，517万4,000円の減額を行うものでございます。

14ページをお開きください。

国際課の一般会計は，補正額合計欄に記載のとおり，613万1,000円の減額をお願いしております。

15ページを御覧ください。

にぎわいづくり課でございます。

2段目の観光費の摘要欄，③観光施設管理運営費におきまして，産業観光交流センター等の管理運営に要する経費として，1,282万4,000円の増額を行うものでございます。にぎわいづくり課の一般会計は，補正額合計欄に記載のとおり，1,729万8,000円の増額をお願いしております。

16ページをお開きください。

繰越明許費でございます。

まず，観光政策課の観光とくしま促進費におきまして，宿泊施設リノベーション支援事業としてお認めいただいた民間宿泊事業者の施設整備工事につきまして，完了予定が次年度になりますことから，7,182万7,000円の繰越しをお願いしております。

次に，にぎわいづくり課の観光施設管理運営費におきまして，渦の道の橋梁^{りょう}修繕工事

等で、本州四国連絡高速道路株式会社の行う工事との調整により、完了予定が次年度になりますことから、6,100万2,000円の繰越しをお願いしております。

各事業につきましては、引き続き、早期の事業完了に向け、全力で取り組んでまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上が、2月定例会に追加提出しております商工労働観光部の案件でございます。

御審議のほど、よろしくようお願い申し上げます。

続きまして、この際、3点、御報告させていただきます。

まず、1点目は、「新型コロナウイルス感染症」に関連した中小・小規模事業者支援についてでございます。

お手元に配付させていただいております資料1に基づき、御説明させていただきます。

この度の新型コロナウイルス感染症への対応といたしまして、中小・小規模事業者の事業活動への影響の拡大が懸念されますことから、去る2月14日、経営・金融等に関する特別相談窓口を開設いたしますとともに、事業活動に影響を受ける事業者を金融面で支援するため、去る2月18日より、徳島県中小企業向け融資制度におきます経済変動対策資金による融資を開始いたしました。また、今後、国の緊急対策として実施されるセーフティネット保証の別枠保証とも連携することにより、経営に不可欠な円滑な資金繰りを支援してまいります。

商工労働観光部といたしましては、国等からの情報収集や県内企業の皆様の状況把握に努め、県内経済団体等とも連携し、県内企業の経営をしっかりと支援してまいります。

次に、2点目といたしまして、「とくしまマラソン2020」にかかる対応についてでございます。

お手元の資料2を御覧ください。

とくしまマラソン2020につきましては、来る3月22日の開催に向け、準備を進めているところでございます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が懸念される中、去る2月20日には、厚生労働省からイベント主催者に対し、感染拡大防止の観点から対応を検討していただきたい旨のメッセージが出されました。

これを受け、2月21日にとくしまマラソン実行委員会を開催し、大会の準備状況及びランナー、ボランティア等の参加状況、仮に大会を開催するとした場合の新型コロナウイルス感染症への対策、全国のマラソン大会の開催状況などを、冒頭、事務局より御説明し、委員の皆様から御意見を賜ったところであります。

委員の皆様からは、中止の判断は慎重に行ってもらいたいとの御意見、ボランティアからも不安の声がある、参加者等の健康と安全面を考えると中止又は延期はやむを得ないなどの御意見を頂いたところでございます。

現在、事務局において、とくしまマラソンを支えていただいているボランティア団体等からも御意見をお聞きしているところであり、政府の方針も踏まえた上で、実行委員会において、とくしまマラソン2020の開催についてお諮りしたいと考えております。

次に、3点目といたしまして、資料はございませんが、徳島県ものづくり新技術展示商談会 in ダイハツの開催延期についてでございます。

来る2月27日に大阪府池田市での開催を予定しておりました徳島県ものづくり新技術展

示商談会 in ダイハツにつきましては、開催先からの要請を受け、開催を延期することといたしました。今後、早期開催に向け調整を進めてまいります。

説明及び報告事項につきましては、以上でございます。よろしくお願いいたします。

元木委員長

以上で、説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

山西委員

部長から御説明いただきましたけれども、とくしまマラソン2020の開催についてお尋ねをしたいと思います。

先ほど、簡単に御説明いただきましたけれども、この度開催されましたとくしまマラソン実行委員会において、どのような意見があったのか、もう少し具体的に詳細をお聞かせいただきたいと思います。

横山にぎわいづくり課長

ただいま山西委員より、とくしまマラソン実行委員会での委員の発言には、どういった発言があったのかということをお質問いただきました。

実行委員会におきましては、いろいろな方から御意見を賜ったところでございますが、主な意見を申し上げますと、我々は1回目から全面的に支援をしております専門職として各パートを受け持っているが、持病を持っている方や小さい孫がいる方もいるので、もし新型コロナウイルスに感染したら、近所からも批判されるおそれがあるため、3月22日はお断りをしてくれというようなもの。また、ボランティアについて、お子さんから高齢者までたくさんいるが、高齢者の方から非常に不安に思っているというような声が届いており、集まらないかもしれない。現在、感染拡大防止に向けた重要な局面であるので、調整しているランナーや観光業に携わる方の気持ちを思うと大変なことだと思うが、この時期はやはり開催はできないのではないかとというような御意見もございました。

一方、実施という観点であれば、国外だけでなく国内のランナーのメディカルチェックが必要。まだ開催まで1か月ある段階で今判断するのはということで、慎重な判断が必要ではないか。それから、遠くからわざわざ徳島においでいただける方への配慮ということで、中止する場合は十分に注意を払うことが必要ではないか。新型コロナウイルス感染症は現在拡大しており、1か月後にどうなっているか分からないが、参加者や関係者の健康と安全面を考えて、中止又は延期するのが良いのではないか。このような意見を頂いたところでございます。

山西委員

最終的な開催の可否の決定についてどのように行うのか、手続についてお伺いいたします。

横山にぎわいづくり課長

最終的な開催の可否の手續について、御質問を頂きました。

現在、事務局におきましては、この実行委員会の御意見を踏まえ、さらにはとくしまマラソンをこれまでお支えいただいておりますボランティアや関係団体からの御意見もお聞きしているところでございます。

これらの御意見を早急に取りまとめまして、できるだけ早い時期に実行委員会を改めて開催し、その中で最終的な開催の可否を決定していただくということを考えております。

山西委員

最終的にはとくしまマラソン実行委員会での決定になるという答弁でありました。

現在、関係者の意見を聞いているということでございますが、十分にお聞きいただいて、適切な判断がなされるようお願いをして、質問を終わりたいと思います。

黒崎委員

私からもとくしまマラソン関係の質問をしたいと思います。

おととい、鳴門で第47回鳴門クロスカントリー大会がありました。小学校3年生から大人までが、グラウンドではなくて野原を走るという大会でありまして、体力を付けるにはとてもいい大会なんです。

そこで、ちょうど一般社団法人徳島県陸上競技協会の卯木会長も来られておりまして、話を聞いておりましたら、とにかく心配しているんだと。走った後、駆け込んできた人のゼッケンを外したり、あるいはスタートとゴールでチップを付けたり外したりというふうなお仕事、ボランティアをされるのは学生らしいのですけれど、そういった方々に感染しないかどうかというのを、ものすごく心配されているんです。

教育の現場ではそういった心配をされておりますので、最終的な可否については実行委員会の中でお決めになるということでございますが、やはり県民の健康ということをしつかりと考えてやっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

ただ、反面、とくしまマラソンをやることによってどれだけの経済効果があるのかということ、やめたらどれだけの損失が出るのかという、裏を返せばそういうことでございます。経済委員会でありますので、そういった議論もしておく必要があるかと思えます。

仮に、今まで準備してきたことをやめるということになれば、宿泊の用意をされている方や、車の準備をされている方もおいでになると思います。あるいは、終わった後で観光地を回っていこうかと思っている人もいるかも知れない。そういったことを考えれば、おおよそどれくらいの損失が出るのか、あともう一つは、徳島県から仮に新型コロナウイルスの感染者が出たということになった場合、やはり風評被害というのが心配されますので、それが観光のほうにどんな影響が出るのかという心配もしておかないといけないと思います。

今、二つのことを聞きました。観光のこと、どれぐらいの経済のマイナスが出るのかということをお聞きしましたので、恐れ入りますがお答えいただければと思います。

横山にぎわいづくり課長

ただいま、とくしまマラソンが中止になった場合の損失ということで御質問を頂きました。

ちょっと古いデータで恐縮でございますが、2014年大会、約1万人に御出走いただいた大会でございますけれども、この時の経済効果を約5億4,000万円と試算しております。現在、1万5,000人に近い数のお申込みを頂いているところでございますので、経済効果につきましては更に高まっているというふうに考えております。

ただ、損失につきましては、現在準備も進めておりますので、これが丸々損失になるとは考えておりませんが、申し訳ございません、詳しい資料は今手元にはございません。よろしくお願いたします。

勝川商工政策課長

ただいま、もう1点、県内経済への損失ということで御質問を頂きました。

これにつきましては、現時点では当方でも把握をしておりません。

黒崎委員

2014年の段階では、参加者が約1万人、約5億4,000万円という数字が出ています。今回は1万5,000人ということになります。

若干、予定していた売上げに届かないような業界が出てくるかも分かりませんが、このところは、やはり私は人間の健康を中心に判断をしていくべきかなと考えております。

横山課長は実行委員会に出られるのでしょうか。

（「はい」と言う者あり）

では、いろんな方がいろんな立場でいろんなお話をされるとお思いますので、その中でしっかりと安全安心な方針を決めていただきたいと思いますので、よろしくお願をいたします。

横山課長と名前を出しましたが、別にあなたが総責任者ではないので、その中で自分の考えを言えるのでしょうか。

（「いいえ」と言う者あり）

言えない。ただ聞くだけなんですか。

香川商工労働観光部次長

ただいま黒崎委員から、とくしまマラソン実行委員会でのお話ということでお伺いをしたところでございます。

実行委員会につきましては、県内のルートになります市町のトップの方、また競技団体の方、あるいは交通関係や観光関係の方に御出席いただいているものでございます。

先ほど、横山課長から御報告いたしましたように、現在、各種団体の皆様のお話をお聞きしているところでございます。私が事務局長でございますけれども、事務局といたしましては、委員の皆様が御判断できるような材料を適切に備えさせていただきたいと思っております。

黒崎委員

実行委員の皆さんが判断できるような正しい情報を提示していくということでございます。しっかりやってください。よろしくお願いいたします。

とくしまマラソンがここまで大きくなってきたので、これから先はどんな形でどうしていくのかというところで、今回1万5,000人でしっかりとした結果を残したいということもあろうと思います。しかしながら、人間の健康ということもございますので、実行委員会の方々が良い判断をしてくれたらいいなと思います。これは要望として独り言のようにしゃべっておきます。

それともう一つ。今朝の徳島新聞によると、全国の12地方紙が外国人労働者約300人を対象に実態調査を行ったということであり、研修生は3年間ということによって来られており、特定技能を認められれば更に最大5年間延長できるということもございますが、それを知らないという方が41パーセントいたということもございます。

徳島県でも、県内76パーセントは認識できているけれども、残りは認識できていなかったというふうなことでありますが、この特定技能の研修制度について、県内ではどういった状況なのかということをお尋ねしたいと思います。

これはまだ始まったばかりなので、やむを得ないかと思ったりもするんですけど、今の現状とこれから何か計画等のようなものがあれば、教えていただければと思います。

阿部労働雇用戦略課長

ただいま黒崎委員から、特定技能のことにつきまして御質問を頂戴いたしました。

特定技能は、出入国管理及び難民認定法の改正により創設された一定の専門性・技能を有した即戦力となる外国人を受け入れることを目的とした新たな在留資格でございます。

特定技能1号につきましては、14業種の特定産業分野に属する技能を有する業務に従事する外国人向けの在留資格でございます。資格取得には、本来は行政機関が定める日本語試験や技能試験に合格する必要があるございますが、委員がおっしゃいましたとおり、3年間の技能実習を修了した者につきましては、試験なしで1号に移行することができるものとなっております。

法務省の公表資料によりますと、令和元年12月末現在で、徳島県における特定技能1号の取得者数は2名と公表されておりました。業種については飲食料品製造業の分野でございます。今後こうした移行につきましては進んでまいるかと思っております。

今年度、県におきましては、徳島労働局や行政書士会などの関係機関と連携いたしまして、事業主向けに、外国人採用に当たっての留意点を学ぶ採用ノウハウセミナーを開催したところでございます。今後とも、入国管理局や徳島労働局と連携しながら、制度の普及啓発、適正な手続についてのセミナーを開催してまいりたいと考えております。

黒崎委員

セミナーの開催等を考えておられるということでございます。

これも広報する必要があるかと思うんですが、例えば、事業者側からすれば、ばりばり働いてくれている人を特定技能者として申請しても、仮に、その方が特定技能者になって、更に最大5年間の延長を頂けた途端に違う会社に行ってしまうということもあり得るわけで、そこに心配の種が一つあるかなというところでございます。

このあたりは、しっかりと事業者側に今回の目的を周知していただければと思うんですが、いかがでしょうか。

阿部労働雇用戦略課長

技能実習生として技能を身に付けられた方が、その企業におきまして更なる高度な技能を身に付けて、企業はもとより自国への技術の継承ということで非常に大きな役割を担うものだと思っております。労働者という観点以外に、やはり徳島で在住している外国人の方が、職場や地域社会において生き生きと生活ができることが、その企業に定着する、若しくは徳島に定着するということになるかと思っております。

そうしたことから、今年度、在住外国人の生活支援を行う関係機関や団体で構成する徳島県在住外国人相談支援ネットワーク会議が設置されておまして、県内全ての市町村にも参画していただいております。具体的には、今後、日本語教室の実施地域の拡大や生活者目線での支援の充実を図っていくこととしております。

今後とも、労働環境はもとより、言葉や文化の壁を越えた地域に根付いた生活ができるよう、しっかりと取り組んでいきたいと考えております。

黒崎委員

外国の方が日本で仕事をしながら生活をしていく中で、やはり日本の言葉をどう習得するのかということが一番大事なことなんだろうと思っております。そうすれば社会にも受け込みやすいですから。

今、日本語の学習ができるようなエリアというのは、徳島県内に何箇所ぐらいあるんでしょうか。

大岡国際課長

ただいま黒崎委員から、県内における日本語教室ということで御質問がございました。

県では、公益財団法人徳島県国際交流協会TOPIAや市町村の国際交流協会と連携して、日本語教室を実施しているほか、日本語指導ボランティアスキルアップ講座や外国にルーツを持つ小中学生の日本語指導を行うサマースクール、あるいは日本語教室受講者のための託児サービス、外国人子育てサロンの取組により、外国人の日本語学習支援を行っているところでございます。

日本語教室につきましては、TOPIAにおいて、火曜日から金曜日、日曜日の週5日、午前10時30分から12時に日本語教室を実施しております。平成30年度の実績でございますが、年間受講者は202人ということになっております。

また、地域の国際交流協会と連携をした日本語教室も開催をしております。具体的には、阿南市、吉野川市、美馬市、三好市、藍住町、美波町の県内6か所で、TOPIAからの委託によりまして日本語教室を開催いたしております。

黒崎委員

県内で6か所、TOPIAの協力を頂いてということでございます。

県内も広いから、まだない所もあると思うので、TOPIAの職員も大変だと思いますけ

れど、できるだけ広い範囲で日本語の学習ができるように、しっかりとフォローしていただきたいと思います。

人口減で、外国の方のお力を借りなければ、なかなかというふうなところでございますので、是非ともこのあたり、やはり外国の方が徳島に来て、居心地がいいなと思えるような徳島づくり、あるいは労働環境づくりをしていただきたいと心からよろしくお願いを申し上げたいと思います。

それともう一つ、我々の関係先で日本労働組合総連合会徳島県連合会、いわゆる連合徳島という所があります。連合徳島には、中国の方なんですけれど、中国語でちゃんと労働問題も対応できるという方がおいでになりまして、その方から1回話を聞いてということでしたので、先週行ってお話を聞いてきました。

その方のところにはいろんな問題、賃金の未払問題から始まって不当残業、あるいは労働契約等、給料からの架空天引きなどというのもあります。それとか、厚生年金の脱退一時金について、あるいは雇用保険、強制帰国というケースもあったということでもあります。半年ぐらいの間にいろんな相談が23件あったということでもあります。

これは、やはり双方でボタンの掛け違いと言うか、言葉が違うということでもなかなか自分の思いがしっかり伝わらないということもあって、連合徳島に來られて、やっと中国語が通じる方のところに来られて、出てきた数字がこういった数字でありますので、架空の数字ではないのです。しっかりとした対面で相談を聞いたという数字でございます。

このことを踏まえて、なお一層、こんなことがないように、なかなか難しいんですけれど、日本語を覚えていただいたり、あるいはこちら側が中国語を覚えたり、そんな人間も必要になってくるんでしょうけれど、精一杯しっかりと正しい情報に基づいた立場の話聞いていただいて、正しい判断をしていただかないといけないと思うんです。このことは強く要望させていただきます。これについて一言頂いておかなければいけないと思いますので、お願いします。

阿部労働雇用戦略課長

ただいま黒崎委員から、外国人の労働者の方々からの相談につきまして御質問を頂きました。

私もその方とお話をする機会がございまして、そうした状況をお伺いしたことがございます。

これまで、県におきまして、総合労働相談を平日に受け付けております。また、休日と平日夜間につきましては、公益社団法人徳島県労働者福祉協議会に事業委託いたしまして相談業務に当たっているところでございます。さらに、昨年10月には、とくしま国際戦略センターと連携いたしまして、多言語翻訳システムを活用いたしました外国人労働相談窓口を設置させていただいたところでございます。

労働関係法令につきましては、国内で働く外国人労働者にも当然適用され、遵守されるべきこととございますので、適切な雇用管理ということは事業主の責務であると感じております。

県におきましても、徳島労働局や行政書士会などの関係機関と連携いたしまして、事業者向けのいろいろなセミナーを開催しているところでございますが、今後とも入国管理局

や徳島労働局と連携しながら、県内の企業に対しまして、適切な労働条件の確保について周知啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

黒崎委員

しっかりと対応していただくことをお願い申し上げておきます。

それとあともう一つ。クルーズ客船でたくさんの新型コロナウイルス感染者が出て、今、何人か亡くなった方もおいでになる。ただ、クルーズ客船は魅力的で徳島県もやるべきだと私も何回も言いつつ、最近では複数の船が徳島県に寄っていただけるようなそんな大変良い実績ができてきたところでこんな話でございますので、これはなかなか難しいことだと思えます。

国からいろんな対策について、もうそろそろ出るというところに来ているというふうなことでございますが、それをしっかりとチェックして、県内でクルーズ客船が来た場合に、国が言っているから国のとおりというのではなくて、やはり徳島において、こうすべきだろうということがあってしかるべきと考えておりますので、このあたりもしっかりとした議論をしていただきたい。

クルーズ客船対策を今すぐにどうするんですかという問い掛けはしませんけれども、日本は魅力がある所で、かつ徳島県の場合は阿波おどりというすばらしい観光の財産があり、クルーズ客船は必ず来続けると思っていますので、今回のことを踏まえてしっかりと議論をしていただきたいと思うんですが、一言頂きたいと思えます。

阿部観光政策課長

ただいま黒崎委員から、新型コロナウイルス感染症の関係で、海外からのクルーズ客船の今後に向けた対応ということで御質問を頂いたところでございます。

海外などからのクルーズ客船、徳島県内でもいろんな観光施設を乗客の方が回り、楽しんでいただいて、お買物、食事等をしていただいているところでございます。

今回の横浜港、海外からのクルーズ客船でのいろいろな対応の状況を十分注視いたしまして、今後、県内に海外からクルーズ客船が入港する際につきましては、関係部局や国の検疫所、その他関係機関と連携を密にして、適切に対応していただけるよう議論を深めまして、しっかりと必要な準備をしてまいりたいと考えております。

また、現時点で観光関連施設におきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止ということで、予防対策などに取り組まれているところでございますが、今後、海外からのクルーズ客船のお客様の来県時に、より安全安心な観光づくりということで、市町村、観光施設、地域の皆様としっかりと連携して取り組んでまいりたいと考えております。

黒崎委員

しっかりと対応していただけるというお話でございます。しっかりと議論して、徳島県ならではの対策を練り上げていただきたいと思えますので、よろしくお願いを申し上げます。私からの質問は終わります。

仁木委員

何点か質問させていただきたいと思います。

補正予算についてはおおむね了としたいと思いますが、当初予算と報告関係について質問させていただきたいと思います。

とくしまマラソン2020についてでありますけれども、この報告や先ほど来の御答弁でもあったわけですが、他の全国的なマラソン大会においては、中止するなどいろんな対策を講じてきていると思います。同時期のさが桜マラソン等はまだ可否が出ていないということですが、今、大会を開催して、その後もし県内の方が感染されたというときに、県も医療機関も含めて、その対応ができるような状況ではないように見受けられます。

前段でちょっと勉強させていただきましたら、この新型コロナウイルスに感染された場合については、指定された医療機関、第二種感染症指定医療機関のほうに入院しなければならないというようなことで、県内の病床数は23床ぐらいしかないと聞き及んでおります。

県内で関連される方々、ボランティアの方々を含めたら、人数が1万人を超えていらっしゃると思うんですが、まず最初に、先ほど黒崎委員もおっしゃいましたが、この大会の経費について、予算、それと中止にした際、先ほどは経済効果でしたけれども、実質的な県としての経費の部分について、どのような試算になるかお教えいただきたいと思っています。

横山にぎわいづくり課長

ただいま、とくしまマラソン2020の大会予算、それから県の予算について御質問を頂きました。

とくしまマラソン2020につきましては、大体2億5,000万円の予算で、県からはそのうちマラソン本体に係る負担金、それから関連イベントに関する負担金として、昨年9月議会において補正予算として計上し、お認めいただいているところでございまして、合わせますと5,150万円でございます。

仁木委員

5,150万円というのは県が負担した分ですね。そうしたら全体の事業費として2億5,000万円ということですが、2億円の内訳については参加料というような形でよろしいんですか。

横山にぎわいづくり課長

収入の内訳でございますけれども、参加料が約1億5,000万円、それから先ほど申しました県の負担金、徳島市の負担金、一般社団法人徳島新聞社の負担金、あとは広告収入とか協賛金の収入でございます。

仁木委員

大会の実行委員会で議論すべきことかもしれませんが、もし中止にした場合、経済効果以外にどれぐらい経費が要るかということについては、やはり試算をしておくべき

ではないかと思うわけですし、現状、実行委員会で議論されているところに、そういうような情報というのは入っているのでしょうか。

横山にぎわいづくり課長

とくしまマラソン2020につきましては、これまで、実行委員会において3月22日の開催に向けて、準備を進めてきたところでございます。

準備につきましては、既に業務が完了しているもの、それから業務途中のもの、いろいろございます。現在の掛かった経費につきましては事務局のほうで精査しているところでございます。

仁木委員

危機感ばかりあおるということをしてはいけないと思っておりますけれども、ただ、新型コロナウイルス感染症が県内で発生して、感染が拡大した場合の対応策が、今、しっかりと見えていない状況があります。その中で言えば、どのような議論をしていくのか、まだどのような情報を精査して議論の場に持っていくのかということ、やはり非常に大事なことだと私は思います。

この場で大会を開催する、しないということを決めるような委員会ではありませんけれども、実行委員会の中でもそういう議論が深まることを、やはり県としても積極的に進めていっていただきたいということを一つ要望しておきたいと思っております。今、県が対応できる体制がどのようなものなのか、新型コロナウイルスに感染し、拡大していったときにどうなっていくのか、また県内全体での損益がどのようになっていくのかということを含めて、やはりこういった情報も含めて、実行委員会の中で十分議論をしていっていただきたいということをお願いをしておきたいと思っております。

新型コロナウイルス感染症についてもう1点。融資保証制度による資金繰りの支援というのが、先般、徳島新聞にも載りましたが、経済変動対策資金の融資保証制度ですが、これは県の信用保証協会がするものだと理解をしております。

この経済変動対策の融資保証制度というのは元からあります。その対象者は、新型コロナウイルス感染症の部分においての売上げ等々ということで、融資の枠ではなく対象者を増やしたというような認識でいいのかということを確認させていただきたいと思っております。

勝川商工政策課長

ただいま仁木委員から、経済変動対策資金について御質問を頂きました。

この資金につきましては、これまで為替相場の急激な変動であるとか、親事業者の経営不振、さらには急激な円高による原油や原材料価格の高騰などにより、収益が悪化し、資金繰りが困難となった事業者に対して、融資を行ってきたといった制度でございました。

この度、新型コロナウイルス感染症の拡大が長期化する中、委員がおっしゃいましたとおり、国に先んじて、売上げ減少が生じている事業者の資金繰りを支援するという観点から、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における指定感染症により、直接的又は間接的に影響を受けた事業者を新たに融資対象に加えて、2月18日から融資を運用しようというふうな状況になっております。

仁木委員

ここから2点、確認と質問をさせていただきたいと思えますけれども、現状で経済変動対策資金という保証制度を利用されている方というのがいらっしゃると思えます。

この保証制度を利用されている方で、枠が一杯になられている方もいらっしゃると思うのですが、そういったところがダブルパンチで新型コロナウイルス感染症の影響を受けたというようなときに、対応できるような方策というのはあるのかどうかというのが1点。

もう1点が、この融資対象に、直接的又は間接的な影響を受けた者であつてと書いていますけれども、直接的又は間接的な影響というのは、どのようなものを想定されているのかということをお教え願えればと思えます。

勝川商工政策課長

まず1点目、信用枠を使い切った事業者への支援ということでございますが、先ほどの説明の中で、今後、国がセーフティネット保証4号、5号を追加していくというふうな動きがあることを御報告させていただきましたが、このセーフティネット保証4号、5号を簡単に御説明させていただきます。

4号につきましては、近年では、熊本地震であるとか平成30年7月豪雨など、大規模災害時に適用されている制度でございます。突発的な災害により中小・小規模事業者の事業活動に著しい支障が生じている地域を都道府県の要請に基づき国が指定を行うといった制度でございます。条件としましては、売上げが20パーセント以上減少している中小・小規模事業者に対しまして、信用保証協会が通常の枠とは別枠という形で、借入債務を100パーセント保証する制度ということになっております。

5号につきましては、国が実施する業況調査の結果を踏まえまして、業況が悪化している業種の指定を行うものであります。指定された業種に属し、最近3か月の売上げが5パーセント以上減少している中小・小規模事業者に対し、こちらも同様に通常の保証枠とは別枠という形で、借入債務の80パーセントを保証するという制度になっております。

ちなみに、4号につきましては、去る2月21日に国に対しまして県全域の指定を要請させていただいたところであり、認められれば、早ければ3月上旬には指定が行われるというふうな予定になっております。

こうした制度を活用して、与信枠一杯に使っている事業者については、セーフティネット保証4号、5号でカバーできるようにしていきたいと考えております。

もう1点、経済変動対策資金で直接的又は間接的ということでございますが、例えば、今回旅行事業者などは非常に宿泊観光客が減っているということで、正に直接的ということでこういった事業者が該当すると思えます。

間接的と言いますのは、親会社が直接的に影響を受けて、その関係で下請とか孫請け企業などが影響を受ける、こういったものを間接的ということで想定をさせていただいています。

仁木委員

与信枠が一杯であるというところについては、国によるセーフティネットの保証で賄うということで、県についても、国に対して指定を要請しているというようなことで確認が取れました。

今回の新型コロナウイルス感染症については、どこの分野でどのような企業に影響が出てくるかというのは、非常に読みづらいところもあると想定されます。大体、ウイルス系につきましては、温かくなってきたら収束していくのではないかとこともありますけれども、特効薬がないものですから、長丁場になるのではないかと。その期間が長ければ長いほど、一番影響を受ける業種というのは大分コロナショックが大きいと思います。

そういうときに、こういう融資の保証の別枠を設けるとか、もう一つは、できればリスクスケジュールがしやすいような状況を作っていくことが企業にとって大事だと思います。新たな借入れができるようにすること。もう一つは、現状の借入れにおける返済の仕方を変えやすくしてあげるといこと。この2点というのは、企業にとっては非常に大事なことでありと思いますので、その点を含めて、今後研究していただきたいということをお願いしておきたいと思ひます。

あと2問、質問させていただきます。

今、香港季節定期便が就航しております。これは新型コロナウイルス感染症のことは言いません。これは県土整備部ですから予算は関係ないですけれども、大体1億1,380万円、国際就航促進費補助金ということで出ておりますから、1億1,000万円近くが投入されて、この航路が成り立っているということだと認識しております。

1年たつわけでありませけれども、経済効果を議論するのは経済委員会であると思ひておりますので、その経済効果、今、県で試算と言うか把握されているものがありましたら、できれば実績、分からなければそれなりに答えていただければと思ひます。

岩野海外誘客室長

仁木委員から、香港季節定期便の経済効果について御質問を頂いております。

昨年の香港季節定期便についてでございますが、平成30年12月19日から平成31年3月30日まで、30往復60便が就航しまして、7,855人の皆さんに御利用いただきまして、搭乗率80.8パーセントという実績であったところでございます。

また、観光庁の2018年訪日外国人消費動向調査結果というものがございまして、こちらによりますと香港の方の1人当たりの旅行支出が15万4,581円、平均泊数が6.3泊となっております。単純計算になりますか、1人1泊当たり2万4,536円支出していただいているということになっております。

昨年の季節定期便搭乗者の外国人利用者の比率を80パーセントと想定させていただきますして、その皆さん全てが県内に1泊していただけたという形で試算しますと、約1億5,400万円の旅行支出になるようになっております。約1億5,400万円という支出額でございますので、経済効果は高かったのではないかと考えております。

仁木委員

宿泊だけでなく、いろんな飲食であるとか経済効果をもたらしていると思ひます。

最低が1億5,000万円ということでありませから、これに県が掛けております1億1,000

万円を差し引いたというところで利益が出ているのではないかということを一且確認をさせていただきながら、今後の航路の関係についても十分効果が出るようなやり方というのを、所管をまたいでいますけれども、所管を問わず、十分な議論をしていっていただきたいと思えます。

最後になります。

そごう徳島店の関係についてでありますけれども、経済委員会で議論されております中での県としての答弁については、雇用の部分を守っていくということ、それと取引業者の関係ということで、県に窓口を設置して相談体制を構築しているというようなことをごさいましたけれども、現状として、どのような状況なのかということ、まず冒頭にお伺いさせていただきたいと思えます。

勝川商工政策課長

ただいま仁木委員から、そごう徳島店営業終了に係る現在の状況ということで御質問を頂きました。

今、各機関に相談窓口を設けているわけですが、2月14日現在で、全体で80件の相談を頂いております。内訳としましては、雇用に関する相談が74件、経営に関する相談が6件ということになっております。

主な内容としましては、雇用に関しまして、離職者を受け入れたいという要望が44件、それから従業員等の再就職の相談件数が23件ということになっておりまして、今の状況から言いますと、相談の大半が離職者を受け入れたいといった企業側からの要望というふうな状況になっております。

仁木委員

取引業者というよりも、離職者を受け入れたいという県内の企業からの相談申出を、現状、受けられているというようなことで認識しますけれども、この情報というのは、今、円滑に離職者、若しくはそごう徳島店のほう、あるいは対策本部か何かを通じて対応ができるようになっているのかどうかお伺いします。

勝川商工政策課長

ただいま、そごう徳島店に関連して御質問を頂きました。

こういった窓口の状況につきましては、今回の対策会議の関係者に週ごとに御報告させていただいております。それから、去る2月12日に2回目の対策会議を開催しまして、こういった情報についても共有させていただいているということで、関係機関とは常に連携、連絡をとりながらしっかりと対応していきたいと思っております。

仁木委員

そういった形で情報収集して、来たるべきと言ったらおかしいのですけれども、8月の閉店の際には、やはりスムーズな雇用というところの接続を見ていってあげなければならないのではないかなと思っております。

そこでお伺いするのですけれども、今のそごう徳島店の従業員について、属性について

内訳等々を教えてくださいいただけます。

勝川商工政策課長

ただいま仁木委員から、そごう徳島店従業員の属性について御質問を頂きました。

我々が把握している範囲ということになります。令和2年2月現在で、そごう徳島店の職員数につきましては全体で171名、そのうち71名が正社員、契約社員が100名と聞いております。

男女別の内訳としましては、正社員で男性が26名、女性が45名。契約社員につきましては男性5名、女性が95名ということで、全体的で見ると約8割が女性社員であると聞いております。

年齢構成につきましては、全体で30歳代までが28パーセント、40歳代が2割ぐらい、50歳代以上が5割と聞いております。

仁木委員

契約社員が100名、正社員が71名、合計で171名ということになります。

もちろん正社員と契約社員とを分けた場合については、契約社員は転勤等々というのは考えにくいと思いますから、雇用が必要な、再就職等々が必要な人数については100名というのが、最低限確定されるのではないかと予測ができます。

それともう1点、正社員につきましても、定年間近な方であれば退職を選択する方もいると思いますし、例えば子育て中の女性の方でありましたら、県外への転勤というのは非常に行きにくいのではないのか。夫婦そろってそごうの正社員であれば、そこは一緒に行ったらいいかと配慮を会社側もするのでしょうか。そういった配慮をしにくいところもあるのではないのか。全ての女性が行かないのではないのかということとは言えませんけれども、最低でも100人、多くて140人ぐらいというのは、県内から雇用者がいなくなって、次の再雇用を見据えていかなければならない人でないかということとは予想しなければなりません。

先ほど、44社ぐらいからそういった相談があったということでもありますけれども、やはり円滑に再雇用を促していくということは非常に大事だと思います。例えば、そごうでは過去に2回、いわゆる経営が変わった時期がありますけれども、あの際は、早期退職に対する退職金の加算であるとか、いろんな補償を加えた上でリストラをしていったわけです。でも、今回の場合については、多分、いわゆる転勤というところが主になるかと思えますので、転勤に対応できない方については離職せざるを得ないというような厳しい現状になるかと思えます。

そこで、同じような撤退ではなくて破綻ですからちょっと状況は違うのですが、山形県の大沼の百貨店が破綻されたということで、山形県もこの部分については、再就職の支援に、県だけで9,600万円を計上して対応しているということが、2月17日の日本経済新聞に出ております。

これについて、どのような対応されたかという情報を知っているのであれば、お教え願いたいと思います。

勝川商工政策課長

ただいま仁木委員から、山形県大沼の百貨店の破産について御質問を頂きました。

山形県内の老舗百貨店大沼が本年1月26日に突然の閉店となり、何ら事前に予告なく約190名の従業員が即日解雇され、給料・退職金が未払状態のまま自己破産を申請したと聞いております。

一方、そごう徳島店の場合は、委員がおっしゃいましたように会社自体が倒産したのではなく、かつ営業終了の約10か月前に公表を行い、今後従業員の再就職についても時間的な猶予を設けたといった点、会社としても再就職支援をバックアップするということが表明されており、事前準備もなく突然全ての従業員が一度に解雇された大沼の百貨店とは、全く事情が異なるものであると我々も認識しております。

こうした中で、山形県におきましては、今年度の補正予算に、大型倒産に対する緊急特別対応ということで予算を計上していると聞いております。

中身としましては、確認しましたところ、大沼関連再就職等支援本部の設置運営への支援ということで1,000万円。これは山形県、山形市、労働局、連合などが連携して、解雇された従業員などの再就職や生活資金貸付制度などの相談に応じる支援本部を設置しております。この運営費に対する支援と聞いております。また、再就職のためのインターシップ支援、インターンシップ事業に100万円、県の非常勤職員の雇用ということで約400万円、更に解雇された従業員の生活支援資金の貸付けということで8,000万円ほど予算計上を行ったと聞いております。

仁木委員

山形県が対応されていることが4点、今、お調べいただいた中であります。

確かに事例は全く違うわけでありませうけれども、ただ、雇用者にとっては急か通告があったかでありまして、大規模に100人規模で一旦雇用がなくなってしまうという部分だけについては変わりはないと思います。

窓口も設置されているのであれば、次の対応策ということも、県も検討していかなければならないのではないかとこのところでありまして、四つのうち全てのことはできないと思います。しかしながら、3番と4番の再就職のための就業体験、インターンシップの支援であるとか、県非常勤職員の雇用であるとかということからは、他県において事例が出ているわけでありまして、そういったところについて、県ではできないであろうという議論ではなくて、何らかしていくというようなことで、検討していかなければならない時期に差し掛かったのではないのではないかと思います。

8月で期限が切られておりますから、議論できるとしても次の6月議会が最後でありまして、当初予算でも補正予算でも予算面での部分というのは、見受けられないものですから、この点、議論として指摘をしたいと思っております。何かコメントがありましたら最後にお願ひして、質問を終わらせていただきます。

勝川商工政策課長

ただいま2点ほど、仁木委員から、こういった事業をやってもいいのではないかと御提案を頂きました。

まず、インターンシップ事業につきましては、来年度の当初予算に、おかえり！とくしまインターンシップ推進事業というものを計上させていただいておりますので、そごう徳島店の従業員の方からインターンシップの希望があれば、こういった事業を活用しながら、適切、柔軟に対応してまいりたいと考えております。

非常勤職員ということですが、確かに県が率先して非常勤職員として雇用するというのも一つの支援策の形であると思います。非常勤職員の任用につきましては、経営戦略部の所管ということになりますので、この場では何ともお答えはできませんが、今後、離職者の希望などを踏まえながら、必要に応じて協議、検討してまいりたいと考えております。

元木委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

商工労働観光部関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、商工労働観光部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第1号、議案第4号、議案第8号、議案第9号、議案第15号、議案第70号、
議案第72号、議案第76号、議案第77号

以上で、商工労働観光部関係の審査を終わります。

本年度最終の委員会でございますので、一言御挨拶を申し上げます。

商工労働観光部関係の審査に当たりましては、常に、我々委員の質疑を真摯に受け止めて懇切丁寧な御答弁を頂きまして、誠にありがとうございました。心から感謝を申し上げます。次第でございます。

また、審査の過程で様々な御意見が表明されたわけでございます。今年を振り返ってみますと、先ほどもありました、そごうの問題ですとかコロナショック、そして消費税増税による景気の腰折れ対策等、様々な課題があったのではないかと思います。県民の方々が安心して暮らせるように、これからも皆様方一丸となって、しっかりと取り組んでいただきますよう要望する次第でございます。

最後になりますけれども、皆様方、くれぐれも御自愛いただきまして、それぞれの立場で、県勢の発展に向けて更なる御活躍いただけますよう御祈念申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

黒下商工労働観光部長

ただいま、御丁寧な御挨拶を頂きまして、ありがとうございました。

私からも、一言お礼を申し上げさせていただきます。

元木委員長様、北島副委員長様をはじめ各委員の皆様方には、この1年間、商工労働観光行政につきまして御審議を賜りますとともに、貴重な御助言、御指導を頂き厚くお礼を申し上げます。

私ども商工労働観光部では、これまで皆様方から頂戴いたしました御助言、御指導を肝に銘じまして、積極的に施策を推進し、本県経済の持続的な成長、発展と力強い徳島経済の実現に向け取り組んでまいり所存でございます。

今後とも、御指導、ごべんたつを賜りますようよろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、お礼の挨拶とさせていただきます。

この1年間、本当にありがとうございました。

元木委員長

これをもって、本日の経済委員会を閉会いたします。（11時52分）